

教育委員会の権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

佐賀県教育委員会規則第 2 号

教育委員会の権限の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会の権限の委任等に関する規則（平成24年佐賀県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（委任）</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事務にあっては、当該各号に定める知事の補助職員に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 佐賀県立九州陶磁文化館の管理に関する規則（昭和55年佐賀県教育委員会規則第 5 号）第 2 条ただし書、第 3 条第 2 項及び第 4 条並びに佐賀県立九州陶磁文化館協議会条例施行規則（昭和60年佐賀県教育委員会規則第 2 号）第 2 条に規定する事務 佐賀県立九州陶磁文化館処務規則（平成24年佐賀県規則第46号）に規定する館長の職にある者</p> <p>(3) 佐賀県博物館及び美術館協議会条例施行規則（昭和45年佐賀県教育委員会規則第11号）第 2 条並びに佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の管理に関する規則（昭和58年佐賀県教育委員会規則第 8 号）第 2 条第 2 項、第 3 条第 2 項及び第 4 条に規定する事務 佐賀県立博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第45号）及び佐賀県立美術館処務規則（平成24年佐賀県規則第47号）に規定する館長の職にある者</p> <p>(4) 佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則（平成 5 年佐賀県教育委員会規則第 3 号）第 2 条第 2 項、第 3 条第 2 項及び第</p>	<p>（委任）</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事務にあっては、当該各号に定める知事の補助職員に委任する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 佐賀県立九州陶磁文化館の管理に関する規則（昭和55年佐賀県教育委員会規則第 5 号）第 2 条ただし書、第 3 条第 2 項及び第 4 条並びに佐賀県立九州陶磁文化館協議会条例施行規則（昭和60年佐賀県教育委員会規則第 2 号）第 2 条に規定する事務 佐賀県立九州陶磁文化館処務規則（平成24年佐賀県規則第46号）<u>第 4 条第 4 項</u>に規定する常勤館長等の職にある者</p> <p>(3) 佐賀県博物館及び美術館協議会条例施行規則（昭和45年佐賀県教育委員会規則第11号）第 2 条並びに佐賀県立博物館及び佐賀県立美術館の管理に関する規則（昭和58年佐賀県教育委員会規則第 8 号）第 2 条第 2 項、第 3 条第 2 項及び第 4 条に規定する事務 佐賀県立博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第45号）<u>第 4 条第 4 項</u>及び佐賀県立美術館処務規則（平成24年佐賀県規則第47号）<u>第 4 条第 4 項</u>に規定する常勤館長等の職にある者</p> <p>(4) 佐賀県立名護屋城博物館の管理に関する規則（平成 5 年佐賀県教育委員会規則第 3 号）第 2 条第 2 項、第 3 条第 2 項及び第</p>

改正前	改正後
<p>4条並びに佐賀県立名護屋城博物館協議会条例施行規則（平成5年佐賀県教育委員会規則第4号）第2条に規定する事務 佐賀県立名護屋城博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第48号）に規定する館長の職にある者</p> <p>(5) 佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則（平成16年佐賀県教育委員会規則第1号）第2条第2項、第3条第2項及び第4条並びに佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例施行規則（平成16年佐賀県教育委員会規則第2号）第2条に規定する事務 佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則（平成24年佐賀県規則第49号）に規定する館長の職にある者</p>	<p>4条並びに佐賀県立名護屋城博物館協議会条例施行規則（平成5年佐賀県教育委員会規則第4号）第2条に規定する事務 佐賀県立名護屋城博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第48号）第4条第4項に規定する常勤館長等の職にある者</p> <p>(5) 佐賀県立佐賀城本丸歴史館の管理に関する規則（平成16年佐賀県教育委員会規則第1号）第2条第2項、第3条第2項及び第4条並びに佐賀県立佐賀城本丸歴史館協議会条例施行規則（平成16年佐賀県教育委員会規則第2号）第2条に規定する事務 佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則（平成24年佐賀県規則第49号）第4条第4項に規定する常勤館長等の職にある者</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。